

■令和7年度 横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者公募に関する質問に対する横浜市回答

質問		横浜市回答	横浜市回答日
該当箇所 (横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項)	内容		
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	【1】「10 建築確認手続き完了を証する書類(建築確認済証及び検査済証または、建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書)」について、いずれも無い場合には申請は不可か。 【2】「11 新耐震基準を満たしていない建物(昭和56年以前に完成した建物)の場合:耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類」について、耐震診断を行い、問題ない旨の証明書の記載の書類を提出できれば、申請は可能か。 【3】上記以外に、認められる方法はあるか	【1】募集要項 4 公募の条件 (5) 設備基準 耐震等に記載のとおり、「建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。」を確認できる書類が必要です。 次の①または②のいずれかを提出できない場合、申請は受け付けられません。 ①建築確認済証 及び 検査済証 ②建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書(建築確認済及び検査済であることを確認できること) 【2】募集要項 4 公募の条件 (5) 設備基準 耐震等に記載のとおり、「新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。」を確認するため、昭和56年以前に完成した建物で申請される場合には、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類が必要です。提出ができない場合、申請は受け付けられません。 【3】【1】及び【2】を満たす場合のみ、申請可能です。	7月25日
4 公募の条件 (5) 設備基準	事業に申請するにあたり、高層階にて認可外保育施設を運営する場合の屋外階段、避難階段等の基準について、教えてほしい。	乳幼児一時預かり事業は、認可外保育施設が実施するものであることから、当然に認可外保育施設指導監督基準を順守する必要があります。詳細は、こ成保第230号令和6年4月10日「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の〔別紙〕をご確認ください。当該公募のウェブサイトにも掲載しています。 なお、保育室を2階以上に設ける場合の屋外階段、避難階段の条件については、別紙「第4保育室を2階以上に設ける場合の条件」に記載があります。	7月25日
4 公募の条件 (4) 事業内容の規定	予約受付方法等 「横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システム上で利用予約の受付を行い、(以下省略)」との規定があるが、当該システムとは別の予約システムと並行して、双方から予約を受付ることは可能か。	乳幼児一時預かり事業の予約受付は、「横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システム」のみで行ってください。他のシステムの導入については、利用者にとって利用方法が不明瞭となり事業としての混乱をきたすため、認めていません。	8月6日
4 公募の条件 事業類型ごとの条件	「乳幼児一時預かり事業の専用の保育室を設置すれば、それ以外のスペースで他の子育て支援事業を実施することは可能」とあるが、次の2点についてどのように考えるか。 ①託児施設に併設したスペースで、お預けいただいた養育者の方へリフレッシュを目的にしたサービスを提供するような内容について、子育て支援事業の認識となるか。 ②事業計画においては、託児所外スペース含めた家賃計算や販管費でシミュレーション作成する認識でよいか	①問題ないと考えますが、実施計画を確認させていただいた上での最終判断となります。注意点として、子育て支援事業にかかわらず、乳幼児一時預かり事業を利用するためには他サービスの利用が必要に見える(誤認する、誘因ととれるなど含む)場合は、補助対象外になります。 ②本市の経費として認める費用は、乳幼児一時預かり事業に係るもののみにになります。同施設内で他の事業を実施する場合、家賃については按分する必要があります。また、乳幼児一時預かり事業以外の販管費は含みません。他事業と併設の場合は、販管費だけでなく、職員の配置や物品の管理などについて適切な管理が必要になります。	8月6日
横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱 別表2	自己所有物件でも家賃助成を受けることができるのか。	家賃助成対象外です。	8月6日

質問		横浜市回答	横浜市回答日
該当箇所 (横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者募集要項)	内容		
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	防火管理者が必要な建物のため、これから講習を受講予定だが、講習の日程上申請期限の8月29日までに間に合わない。どのようにすればよいか。	速やかに受講いただき、お早めに書類をご提出ください。10月下旬までに提出できない場合には選考対象外となる恐れがありますが、一度ご相談ください。	8月6日
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	事業予定の建物が新耐震基準を満たしているかどのように確認すればよいか。	新耐震基準とは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法以降における耐震基準を指します。 いつの建築基準法が適用された建物かの確認には、要項に記載した書類(建築確認済証及び検査済証または、建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書)で確認することができます。 なお、建築時の用途と異なる用途で使用する場合、建築時の免除や特例が適用されなくなる場合がありますので、関係法令も含めてご確認のうえ申請をご検討ください。	8月6日
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	「12 土地・建物が賃貸の場合：賃貸借契約書の写し(移転及び新規開設を予定している場合は、契約予定を確認できる書類の写し)」について、 物件が条件に適合しているかを事前に確認してほしい。また、「契約予定を確認できる書類の写し」とは何になるか。	事前確認は行っていないので、要項をご確認の上、申請してください。 契約前物件の場合には「契約予定を確認できる書類」のご提出で構いません。別紙3「横浜市乳幼児一時預かり事業補助事業者選定申請書」の4 開所予定時期に記載の時期から事業開始が可能な時期からの契約が可能であることを確認できる書面をご提出ください。なお、契約前の場合にも、別紙2の10や11の確認書類のご提出は必要です。	8月6日
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	「13 設置者の経営状況が分かる書類(過去3か年分)」について、 開業後、3期分の確定申告が過ぎていない場合は対応分(当方の場合は2期分) +当期の1-6月累計計算書類を提出することで足りるか。	お見込みのとおりです。	8月6日
6 事業者選定 (3)申請方法 ア 提出書類 別紙2 申請に必要な書類一覧(確認表)	「14 法人市民税の納税証明書(過去3か年分)(原本)」について、 個人で運営している場合は個人の市民税納税証明書で良いか。また横浜市への 引っ越し後、3か年ない場合は引っ越し後現在までの証明書で良いか。	個人事業主としての運営期間分については、個人市民税の納税証明書で構いません。ただし、法人化以降分については、法人市民税の納税証明書が必要です。 過去3年以内に横浜市外居住の場合には、居住していた地域で発行し、3か年分提出してください。詳細は、各市町村の担当部署にお問い合わせください。	8月6日